

## 令和 2 年 1 月の市民の声（全 6 通のうち 4 通）

### ◇水害などについて

#### 【ご意見・ご提案など】

意見というほどではないが、2019 年は水害が全国的に多いのにびっくりした。南魚沼市には、河川が曲がっていて、水害が起きそうな河川があったら公開した方がよい。私の家の近所でも、よくこんなに曲がっているものだと、八岡川があります。

暖冬とは言えども、スキー場とか観光関係の商売の人が困っている。それにかわる何か妙案はないかいつも考えている。

（令和 2 年 1 月 6 日）

#### 【お返事】

市では、令和元年 5 月 1 日に防災マップ（洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ）保存版を全戸配布しました。その中で、魚野川と三国川については、1,000 年に 1 回の確率で発生する恐れのある水害時の浸水想定区域を、想定水深別に色分けし表示しています。今後、大きい河川から順次浸水想定区域の色分けを作成・公表していく予定ですが、小河川については作成する予定はありません。

防災マップでは中小河川の形状を表示しており、その周辺の主に土砂災害警戒区域等も表示しています。魚野川や地域の中小河川では、新潟県と南魚沼市、流域周辺の行政区・地域住民で日頃から注意して監視することが肝要であると考えています。お住まいの地域の中小河川における水害や土砂災害の危険性について、地域の皆さんからも理解を深めていただきたいと考えています。

この冬の少雪については、スキー産業に関係する皆さんへの不況対策融資などを行っており、追加の対策も発表したところです。現状では、スキー産業に代わる冬期間の有力な産業は無く、今後の課題であると考えています。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇ゆきぐに大和病院へのお礼

### 【ご意見・ご提案など】

昨年 11 月臨時で来ていた杉原先生にかかり、2 カ月ほど通院し、先日体調が悪くなり二木先生にかかりました。その時、とても親切に対応していただき、くすりの相談にもものっていただき感謝しています。今後、いい医療を続けてほしいです。ありがとうございます。

(令和 2 年 1 月 10 日)

### 【お返事】

感謝のお言葉をいただき、大変ありがとうございます。

頂戴したお言葉は、医師をはじめとする医療スタッフにとって何よりの励みになります。

これからも患者様に寄り添った医療を提供できるよう、職員一同、努めてまいります。

(担当：ゆきぐに大和病院)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇学校への通学について

### 【ご意見・ご提案など】

質問がございます。この辺の小学校や中学校や高校は、親による車での送り迎えはしています？原則徒歩での通学ですよ！よく目撃するのが親が車で送り迎えをしている。子供が携帯やスマホで親を呼んでいる。歩けばほんの数百メートル位しかない所に家があるのに、車と言うのは、成長段階では足などの筋肉がつかずに成長してしまいます。そして、その子供が18歳になり自動車免許を取り、車に乗りはじめます。ただでさえ筋肉がつかない子供がそんな事では、人生速い段階で寝たきりになりますよ。休みとなれば家にこもって、スマホやテレビゲームで、外で遊ぶ事もしない。どうかしてまますよ。昔は自分もそうだったけど、歩いたり自転車で友人の家まで遊びに行ったり来たりしたもんですが。歩く事をほとんどしない今の子供が可哀想で仕方ないです。

(令和2年1月17日)

### 【お返事】

いただいたご意見は、ごもっともだと思います。

一定距離を歩くことは健康のために良いことだと考えられ、実際に朝晩ウォーキングなどを行っている市民がたくさんいます。成長期の子どもにとっても歩くことは大切であり、教育委員会では原則として学校から居住地までの距離が、小学生2.5 km以内、中学生は3 km以内を徒歩通学の基準として定めています。

しかしながら、特別な事情で学区外から通学している、子どもに疾病や障がいがある、放課後の習い事に間に合わない、近隣と一緒に登下校する子どもがおらず長距離を1人で通学しなければならないなどの理由により、保護者が送迎している場合があります。

また、子どもが被害者となる凶悪事件が発生したり、異常気象による熱中症などを心配される方からは、基準の距離に

満たない場合であってもスクールバスへの乗車を認めてほしいなどの要望が寄せられています。令和元年の秋は、熊の出没が多発しました。安全対策のひとつとして、危険性の高いと思われる地区には、基準内であってもスクールバスを運行しました。

今後も徒歩通学の基準を守りつつ、子どもたちの安全に配慮した柔軟な対応を心掛けますので、ご理解とご協力をお願いします。

(担当：学校教育課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇確定申告用紙の配置について

### 【ご意見・ご提案など】

先日土曜日に、確定申告用紙を取りに市役所へ出かけたところ、宿直者の方より中に入ることが出来ないのので平日に来てくださいと言われたが、平日に来れない人などを考慮していないのが気になりました。

市役所へ入れないなら、市民会館とかいつでも入る事ができる場所への配置等を考えても良いのではないのでしょうか？もう少し、市民寄りに考えてもらいたいと思います。

(令和2年1月30日)

### 【お返事】

市役所庁舎の閉庁時については、セキュリティ確保のため関係者以外の入庁を制限するよう当直職員に指導しております。

確定申告関係の各種様式については、1月中に小千谷税務署から一定部数が配布され各庁舎窓口に配置しています。しかし、数に限りがあり、庁舎以外への配置ができていません。仮に市民会館等に各種様式を配置した場合、取りに来られた人が申告関係の質問をすることが想定されますが、専門的な知識を持つ職員を配置することが難しく、質問に対応できる態勢を整えられないことも、庁舎以外に各種様式を配置していない理由です。

一方、確定申告関係の各種様式は、国税庁ウェブサイトからダウンロードしたり、所轄税務署に電話で請求することができます。

また、国税庁ウェブサイトには、確定申告書等作成コーナーがあり、自分の申告書を作成し印刷することができます。申告に必要な収入や控除の金額などの情報を入力すると自動で計算されるため、間違いがなく安心して利用できます。さらに、申告の内容によってはスマートフォン等でも申告が可能となっています。

市役所の開庁日にお勤めをされている方には、用紙を取りに来庁するのが難しい状況の中、限られた窓口への配置しかできずご不便をお掛けしておりますが、国税庁ウェブサイトなどのご活用を検討していただきますよう、お願い申し上げます。

今回ご意見をいただいたことで、市報等での周知内容に、確定申告様式の入手方法についてのお知らせが不足していることが分かりました。次年度に向け、税務署とも協議しながら周知を検討します。このたびは貴重なご意見をいただきありがとうございました。

※このご意見の回答については、ご本人のメール設定により、お届けできない状況です

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658